

【観光庁】

1. ビジット・ジャパン事業への対応について

(1) 出入国審査の迅速化の促進策について

法務省が主体となった「訪日外国人 2500 万人時代の出入国管理行政検討会議」での中間報告をもとに、4 空港で実施されている自動化ゲートの運用状況について明らかにされたい。また、観光庁としても、以下の取り組みを行うよう積極的に連携されたい。

(具体的検討項目)

- ① 主要空港でのブース増設や柔軟な審査官の配置、自動化ゲートの導入空港の拡大。
- ② 審査ブースコンシェルジュの積極的な活用。
- ③ 待機場所において魅力ある観光地を紹介する映像などを使った情報提供や、審査待ち時間の掲示を行い快適に過ごせるよう対応を図られたい。
- ④ 地方空港にけるチャーター便やクルーズ船の出入国審査の迅速化と接遇向上についても、改善に取り組まれたい。

【回答】

法務省が所管する部分であるので、必要に応じ要望については伝えさせていただくが、法務省との連携に関しては、6 月までにまとめる予定のアクションプログラムの改訂を通じて行い、観光庁としても前向きな施策を盛り込みたいと考えている。

【要請】

クルーズ船入港時の入国審査、手続きの見直しについては入管法の改正法案が国会で審議中であるが、観光推進の実現に向け、関係省庁とのさらなる連携を願いたい。

(2) 外国人旅行者の接遇向上策について

外国人旅行者への接遇向上は、観光立国を実現していくうえで重要な課題である。また、緊急時の安全対策の観点や外国人旅行者のニーズを把握することも必要である。JATA によるツアーオペレーター品質保証制度は、サービスクオリティーの確保や、緊急時の安全対策などピーアールの観点での付加価値に留まっている。

外国旅行者への接遇向上には、地上手配業者登録制の導入を検討されたい。

また、災害時の誘導マニュアルの作成状況について明らかにされたい。

【回答】

地上手配業者登録制の導入検討については、日本旅行業協会がツアーオペレーターの品質認証制度の運用を昨年 4 月から開始しており、これまでに 38 社が認証を受けている。この品質認証制度では、認証にあたる基準として企業の法令順守・品質管理、

サービス水準・会社のCSR等が確保されているかを基準として設定されている。

訪日旅行商品の品質確保についてはとりわけ、発地側の旅行社が適切なツアーオペレーターを利用して頂くという意識改革が重要であり、仮に新たな地上手配登録を導入しても利用しない恐れもあり、新制度の導入については慎重に検討する必要があると考える。このため、認証を受けた事業者のツアー商品は、安全・安心なサービスの提供により一定の品質が確保されているものであることを、国内外における様々な機会に周知するなどこの制度の一層の活用により、訪日旅行商品の品質向上に向けた取り組みを進めて参る所存である。

マニュアルについては平成25年度において、宿泊施設・観光施設におけるIT（アプリ）を活用した訪日外国人旅行者への情報提供システムの整備、地方自治体が訪日外国人旅行者への対応を地域防災計画等に盛り込むための指針の作成等を実施しており、現在最終調整を行っているところである。

【要請】

外国人旅行者のオペレーター品質保証制度があるのは承知しているが、38社以外で利用しているケースが散見される。違法行為による事故があった場合における、この業界に対する風評被害を鑑み、ある程度の強制力を持った対策を講じられたい。

(3) ガイドサービスの向上策について

- ① 訪日外国人への接遇向上のため、量・質ともに充実したガイドサービスの提供は欠かせない。訪日外国人のための充実したガイドサービスは重要であるが、いまだに、現地からの添乗員がガイド行為を行っているツアーが多数ある。

正しい日本文化、地域資源の魅力が伝えられるよう、ライセンスの取得者によるガイディングの徹底に取り組むなどの国内ガイドにおける適切な取り締まりに取り組まれない。

- ② 地方で対応可能な通訳案内士が不足している。大型団体やクルーズ案件がある場合は、人手不足により東京や関西よりツアーガイドが来ている実態がある。その結果当該地域でのガイド経験・知識が不足しているため、お客様の満足度は低下する傾向にある。

通訳案内士の増加と質の向上に引き続き取り組まれない。

また、長崎や沖縄では、特区として地域限定ガイドを活躍し、高評価を得ている。そのような特区を全国に展開できるよう取り組まれない。

【回答】

- ① 良質なガイドサービスの提供に向けて、観光庁としては、

- 1) 関係業界に対する注意喚起、不適切な行為に関与した旅行会社に対する指導・

監督

2) 苦情相談窓口を活用した実態把握と迅速・的確な対応

3) 中国当局との連携強化

等の諸対策を徹底して参る所存である。

②近時、訪日外国人をめぐる環境は大きく変化しているため、通訳案内士を補完する形で、総合特区制度等の各地域の実情に応じた柔軟なガイド制度を設けたところである。通訳案内士の増加については、通訳案内士試験筆記試験の免除対象拡大等、試験実施手法の見直しのほか、効果的なPRの実施による応募者増加に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

【要請】

通訳案内士について、日本でも添乗員が海外ツアーでの勤務中に不当なガイド行為をしていないか等の取り締まりも強化願いたい。

(4) 観光地における外国語対応の可能な案内所の充実について

訪日外国人が渡航先での情報サービスの提供に期待する場所は観光案内所であり、外国人の訪日旅行の促進は観光立国推進に欠かせない非常に重要な施設である。2012年7月より新たな外国人案内所の認定制度がはじまったが、カテゴリー3の多言語対応できる観光案内所の整備が依然不十分である。案内所を設置する都市や立地も考慮して、案内所の増設やカテゴリーUPを求めるなどのさらなる改善に向け取り組まれない。

【回答】

2012年1月にJNTOによる外国人観光案内所の認定制度を設け、提供サービスの水準等に応じて、案内所を3つのカテゴリーに分類して認定し、それらの観光案内所に対し情報提供等での支援を開始している。今後もJNTOとともに、自治体等の観光案内所設置主体に対して、新規設置やカテゴリーUP等、さらなる内容の充実に関して働きかけを行う。

(5) 案内標識のさらなる整備策について

外国語表記に関しては、統一的な表示についても示され、ターミナル駅や空港等で整備は進んできているが、進捗状況について明らかにされたい。

また、街頭の町名表記については不十分なままであり、ホテル・旅館なども統一的なガイドラインが示されていないことから、訪日外国人が安心して観光できるよう、観光庁が主導して、関係機関と連携を行い、表記のさらなる充実に取り組まれない。

また、多くの外国人が求めているWi-Fi整備にも取り組まれない。

くわえて、主要駅や空港、バスターミナルなどに東京や日本の紹介パネル設置や花壇の整備など、移動者を飽きさせない演出を整備されたい。

【回答】

美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関など幅広い分野で共通するガイドラインを策定するための検討委員会を設置し、各分野の関係者からヒアリングを行い、道路案内標識の改善の取り組みを共有しつつ、検討会を5回開催してきた。検討会としてとりまとめた案を基に、平成26年3月に観光庁としてガイドラインを策定・公表した。

今後は、本ガイドラインを全国の関係者に周知して、積極的取り組みを促した上、外国人目線を活用して各地域の好取組事例を点検し、結果を周知・広報する等により、対応改善の取り組みを加速させて参る所存である。

Wi-Fi整備については、外国人旅行者が旅行中に困ったこととして、「無料公衆無線LAN環境」に関する課題が最も高い割合を占めており、外国人旅行者にとって、使える場所が十分にあり、利用手続きが分かりやすいこと、利用料金が安いことが公衆無線LAN整備において重要だと認識している。

このような状況を踏まえ、全国各地で、自治体、事業者等が様々な手法で主体的に無料公衆無線LANの整備を推進しており、観光庁としても自治体や民間事業者等に積極的に情報発信を働きかけ、無料公衆無線LANの整備を促進して参る所存である。

(6) プロモーション対象市場の拡大について

震災後のこれまでのプロモーションの効果検証について明らかにされたい。

また、平成25年は重点市場14市場・海外市場30市場57件が対象となっているが、対象の国・地域をさらに拡大に取り組みれるとともに、他国と比較してプロモーションを担うJNTOの海外事務所も予算も少ないことから、他国の成功事例なども参考にしつつ、十分な予算措置を行うとともに在外公館との連携などオールジャパン体制で取り組みられたい。

また、プロモーションにあたっては、各地方自治体や運輸局同士の広域連携にも取り組みられたい。

【回答】

昨年12月20日、我が国を訪問された外国人旅行者の数が、史上初めて1000万人を超え、2013年の年間では1036万人となった。プロモーションの効果検証については、東南アジア諸国におけるビザ要件の緩和や海外メディアや旅行会社の招請などによる取り組みに加え、関係者の協力があり、その成果が実を結んだものと認識している。

今年度についても引き続きプロモーション対象国の地域拡大については重点市場14市場に加え、訪日外国人旅行者の拡大が期待できる欧州・インド・トルコでの市場においても旅行先での日本認知度向上に向けた取り組みを行い、在外公館や地方自治体等と連携した、オールジャパン体制での訪日外国人誘致プロモーションに取り組んで参る所存である。また、都道府県単位での取り組みが難しい外国人誘客事業については地方連携事業をつうじて、広域連携が出来るよう支援を行っていききたい。

(7) 外国人留学生の受入強化について

訪日外国人の拡大に向け、日本を訪問し言語や文化を学び帰国する外国人の受け入れを強化することは重要である。外国人留学生の受入体制整備と経済的支援や優遇措置に取り組むとともに、ワーキングホリデービザ制度を活用した外国人の受入についても積極的に取り組まれない。

【回答】

文部科学省が所管する部分であるので、必要に応じ要望については伝えさせていただきます。

(8) M I C E 誘致に向けた各事業者への助成について

アジア諸外国との競争優位性を保つ上で、関連する全ての事業者による高いレベルでのサービス提供、特にハード面での整備がM I C E 誘致には必要不可欠である。そのためには、これまでの各種キャンペーンや施策以外にも、直接的に事業者へ改善や投資を促す事業が有効である。例えば東京都や新潟県が宿泊事業者に対し無線LAN等スペックの整備に向け助成事業を実施しているが、こういった事業を自治体単位ではなく、国が主導して取り組まれない。

【回答】

無料公衆無線LAN環境整備を促進すべく、自治体や民間事業者など観光関係者に働きかけ、先進的な各地の取り組みについて観光庁のHP等で積極的情報発信し、新たな取り組みにつなげているところである。また、既に整備されている無料公衆無線LANについて、利用場所や手続が分かりやすいものとなるよう、自治体や民間事業者などに情報発信を働きかけるとともに、観光庁としても積極的に情報発信も行っていきたい。

加えて、総務省との連携により、災害時等の情報発信を行うための公衆無線LANを整備する地方公共団体等に対する補助を25年度補正予算において実施している。今後も、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、総務省・内閣官房等の関係省庁や自治体、民間事業者への情報発信を働きかけるとともに連

携しながら、さらなる環境整備に努めて参りたいと考えている。

2. 観光基盤の整備について

(1) 主要駅・空港における団体客利用のバス乗降場整備について

東京駅をはじめ主要な新幹線停車駅における団体客利用のバス乗降場整備は十分ではなく、学生団体をはじめとする利用者の安全確保や降雨時の対応、周辺道路の混雑緩和の面から乗降場整備は急務である。貸切バス利用者の安全確保と利便性を向上させ需要の増加を図るため、自治体や鉄道事業者等との連携を強化し、団体客利用スペースの確保に努めるよう、既存施設の活用や工夫等の調整に取り組まれない。

また、乗降場が整備できるまでの間、道路の一車線を一時的に貸切バスの乗降場とするなどの対応も検討されたい。

【回答】

総合政策局公共事業企画調整課が所管する部分であるので、観光庁からの回答は割愛させていただく。

【要請】

修学旅行における団体客利用に限らず、訪日外国客も多数利用する観点からも主要駅の駐車場整備は喫緊の課題であると認識している。事業者や自治体とも連携する等、オールジャパンの視点での取り組みをお願いしたい。

(2) 「観光のユニバーサルデザイン手引き集」に基づく整備について

2年間にわたり実施された「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査」で抽出された課題をもとに、各事業者と支援団体の十分な連携がとれるよう調整役を果たすとともに、受入体制強化に向け宿泊事業者をはじめ各事業者が積極的に取り組むことができるよう対応策を講じられたい。

【回答】

昨年度、「ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する検討会」を開催し、地域の受入体制強化及び旅行商品の供給促進に向けた検討を行い、その方向性を取りまとめた。

地域の受入体制強化については、ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくりを進めるため、行政や宿泊事業者との連携等、必要なポイントや手順を取りまとめた「地域の受入体制強化マニュアル」を作成した。

今後、マニュアルを普及させ、各地域の受入体制をさらに強化するため取り組んで参る所存である。

(3) 観光産業が被る風評被害防止に向けて

メディア報道等の影響によってもたらされる風評被害が発生し、これまで観光産業に大きなダメージを与えてきた。そこで、迅速かつ正確な情報提供を継続的に行い、被害情報と同様に収束した情報も発信するとともに、風評被害防止対策について今後研究課題として取り上げ、教訓を活かし被害を食い止めるための取り組み策を具現化されたい。

【回答】

災害に関する観光面での風評被害を防止するためには、正確な情報の収集と発信に万全を期すことが何より重要である。

今後、被災した地域の意向を踏まえた上で、観光に関する風評被害の防止に努めて参る所存である。

(4) 旅育について

観光立国の実現に向け、地域を再発見し郷土愛を醸成するため、観光産業による地域経済の影響や観光資源について学習することは有用である。また、若い世代が知見を広げるため、歴史や文化に触れることができる校外学習などにより旅の経験を重ねることも有用である。一方で、日常生活において観光面から地域の魅力について考える機会が少ないという実態もある。

そこで小中学校が率先して、地元地域のボランティアガイド体験を行う、地域の観光施設へ訪問学習をするなど、観光という視点から地域の魅力を考えることのできる授業、旅の楽しさ・魅力を知ることができる授業を設定するなど、学校における校外学習の機会の増加や全国の公立学校の修学旅行などについて海外渡航を認めるなど基準を緩和するとともに、教育内容・体制を整備するなど学習機会の増加に取り組まれたい。

【回答】

観光庁としても教育における旅の有用性については認識しており、観光立国の実現のため、関係する省庁と十分に連携を図りながら取り組んで参る所存である。

(5) 公共の場におけるインターネット接続環境の整備（Wi-Fi 環境等）

訪日外国人を対象とした調査結果によると、日本で改善を求める項目の上位に「インターネットへの接続環境」があげられている。世界的に携帯端末を使用した生活が定着化している現在において、旅行先で通常の生活ができないストレスを解消する必要があることに加えて、携帯端末を使用することによって、不慣れな土地での交通、観光に対する案内を促進し、安全、快適に生活できるようにすることが、観光立国をめざす日本には求められている。総務省や地方自治体など、関係各所との調整を進め

るとともに、予算措置も含め、トップダウンで全国的に環境を整備することができるよう、国全体をリードしていただきたい。

【回答】

外国人旅行者が旅行中に困ったこととして、「無料公衆無線LAN環境」に関する課題が最も高い割合を占めており、外国人旅行者にとって、使える場所が十分にあり、利用手続きが分かりやすいこと、利用料金が安いことが公衆無線LAN整備において重要だと認識している。

このような状況を踏まえ、全国各地で、自治体、事業者等が様々な手法で主体的に無料公衆無線LANの整備を推進しており、観光庁としても自治体や民間事業者等に積極的に情報発信を働きかけ、無料公衆無線LANの整備を促進して参る所存である。

3. 観光需要の創出について

(1) 国内旅行市場活性化に向けて

- ① 国内旅行市場活性化のため、新たな形態として様々な分野の観光を創出し定着させることが重要であり、産業観光・長期滞在型観光、エコツーリズムやグリーン・ツーリズムは地域の活性化にもつながる分野のため積極的に取り組まれない。

また、「子ども農村漁村交流プロジェクト」など他省庁での取り組みとも積極的に連携し質の向上に取り組まれない。

- ② 諸外国とも比較して、旅行者が容易に入場や貸切ができる文化財や施設が少ない。修学旅行や体験旅行の拡大につなげるために国立博物館、姫路城や厳島神社など国宝級や世界文化遺産となっている施設、一般公開期間以外の御所などの国立・地方自治体施設の積極開放に取り組まれない。

また、昨年11月に文化庁と包括的連携協定が結ばれたが、その後の進捗について明らかにされたい。

- ③ 国際会議開催時は、空いている時間を活用したツアーの需要が高いが、間際の申込みが多くなっている。当日参加ができる定期観光バスの発着地は限られており、間際の旅行の設定は難しい。そこで、柔軟な対応が図られるよう旅行業法の改正や定期観光バス発着地までのバス運行費用補助制度の導入など対策を検討されたい。

- ④ 政府・与党は、2014年4月の消費税率引き上げにともなう景気の落ち込みを防ぐため、資本金1億円以上の大企業も、交際費の50%までを非課税とする方針を固めている。しかしながらその対象は、飲食費に限定されており、招待旅行等の費用については対象外となっている。大企業における交際費の非課税対象を飲食費だけにとどまらず、観光立国推進の観点から、宿泊費などの旅行関連費用について

も対象とするよう取り組まれたい。

- ⑤ 消費税増税により可処分所得が減少し、旅行等のレジャーに関わる消費が懸念される。また、ホテル等の宿泊代も消費税増税分が価格に転嫁され、外国人旅行客にとっても負担となることは、観光立国の推進に影響をあたえる。ヨーロッパ諸国などでは、観光需要を喚起するために、宿泊に関わる消費税を減免している国もあることから、連泊時に消費税を減免するなど検討願いたい。
- ⑥ 大規模施設に耐震診断を義務付ける改正耐震改修促進法が11月25日に施行され、これにより旅館・ホテルの施設も2015年度までに耐震診断が義務付けられ、結果が公表されることになった。改修における費用は多額の費用を要することから、改修を行う旅館・ホテルに対し支援強化を検討されたい。

【回答】

- ① ニューツーリズムを始めとした地域の特色ある観光資源を活用した観光の振興については、地域の活性化にもつながる重要なものであり、観光庁としても、その取り組みを支援しているところである。

これまでも関係省庁が連携して推進してきたところであるが、今後も関係する省庁と十分に連携を図りながら、引き続き積極的に取り組んでいく所存である。

- ② 我が国は、自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等、豊富な観光資源があり、インバウンドのみならず、国内旅行振興においても有効な観光資源として活用できると考えている。

「文化財の保存・活用、芸術文化の振興」と、「日本文化を含めた日本ブランドの海外発信」との親和性が非常に高いことを踏まえ、昨年11月に文化庁と連携協定を結び、

進捗状況としては昨年12月には関西国際空港における伝統芸能の公演を行い、2月には文化政策・観光関係者・行政関係者向けに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた、2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに関する情報連絡会を開催しました。

- ③ 自動車局が所管する部分であるので、観光庁からの回答は割愛させていただく。
- ④ 交際費課税制度は、交際費の濫費抑制を目的としているものであるが、商談に伴う会食など、その趣旨に反しないと考えられるものについては非課税とされているところである。当該趣旨に鑑みると、いわゆる旅行関連費用を一律に非課税の対象とすることは困難である。

観光庁としては、国内旅行市場の活性化に向けて、例えばニューツーリズムをはじめとした地域の特色ある観光資源を活用した観光振興の取り組みについて、支援して参りたい。

- ⑤ 現在、消費税が非課税となっているものは、商品券の譲渡や社会保険医療の給付、

介護保険サービスの提供等、課税対象としてなじまないものや社会政策的配慮から定められているものに限られており、宿泊に関わる消費税の免除や減免は難しいものとする。

観光庁としては、国内旅行市場の活性化に向けて、例えばポジティブ・オフの推進など、国民全体に広く効果が及ぶ方策の検討を優先していくものと考えている。

⑥ 住宅局が所管する部分であるので、観光庁からの回答は割愛させていただく。

(2) 旅行需要の活性化について

旅行需要を増大させるため、下記の対策について検討されたい。

① パスポート取得手数料の若年者の減免、手続きの簡素化について

若年層の出国者数が減少している原因は、少子化・景気動向・意識変化・多様性などが考えられるが、若年層の海外旅行離れは、日本の将来の国際競争力に影響を落とすだけでなく、海外文化や風土を体験する機会の喪失といったことから、日本の将来を考えていくにあたっては極めて憂慮すべきことである。旅券発給数をみても2004年度をピークに漸減傾向は明らかであることから、海外渡航優遇施策について、パスポート取得手数料の減免等に取り組まれたい。また、観光庁の目標でもある日本人海外旅行者数2千万人の実現に向けた、旅券発給手続きの簡素化なども検討されたい。

(具体的検討項目)

- 1) 12歳未満に適用されている旅券発給手数料の減額措置を25歳未満まで引き上げ。
- 2) 10年有効旅券の発給対象年齢を、20歳以上から16歳以上に引き下げ。
- 3) 本人が申請した場合の即日発行。
- 4) 窓口の受付・交付時間や場所の拡充。
- 5) パスポート申請・更新手続きの簡素化

② 旅券申請書入手方法のWEB化について

旅券申請書について、現在市区町村の窓口や旅券センターでしか入手ができない。しかし、平日に休みが取れない、旅券センターから遠方であるなどの理由で、申請書の入手のために時間を取らなくてはならず、不便である。そこで、旅券申請書のWEB化を図り、渡航者の利便性を図られたい。

③ 「児童・生徒社会体験休暇制度」(仮称)の創設について

サービス業を中心として多くの労働者が土・日曜日、祝日も働いている。子供の頃に家族と旅行の経験がない若者は旅行が少ない調査結果もあり、家族で旅行に行く機会を創出することが重要である。現在、議論中の休暇分散化に向けた「家族の時間づくりプロジェクト」や「ポジティブ・オフ運動」の取り組みと連動する形で労働者が「家族との団欒」と「家庭教育の充実・強化」のため、親の監督下でボラ

ンティア活動や旅行等により社会体験をすることが必要である。「児童・生徒社会体験休暇制度」(仮称)のような、目的別休暇が創設できるよう観光庁として関係官庁に対して働きかけられたい。

④ 若年層の観光活性化に向けたユース料金設定について

ヨーロッパでは、鉄道や美術館、博物館のユース料金があるが、日本の場合、学生向けの割引はあっても、25歳以下や年齢による割引は少ない。そこで、若年層の旅行離れ解消の一助として、ユース料金設定が促進されるよう取り組まれない。

【回答】

①②は外務省が所管する部分であるので、必要に応じ要望については伝えさせていただきます。

③ 「家族の団欒」や「家庭教育の充実・強化」のための家族旅行は重要であり、関係省庁とも連携し、大人(企業)と子供(学校)の休みのマッチングを行う「家族の時間づくりプロジェクト」を進めているところである。

目的別休暇については、その効果や学校教育制度との関係、社会的な状況もふまえる必要があるため、今後も様々な観点から考えてまいりたい。

④ 文部科学省が所管する部分であるので、必要に応じ要望については伝えさせていただきます。

(3) アウトバウンド拡大による相互交流の拡大について〔2Way Tourism 政策の推進強化〕

インバウンド施策とともにアウトバウンド拡大による相互交流の拡大のため以下の項目について取り組まれない。

① 観光立国推進基本法にあるとおり、観光による国際交流は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであり、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進させることのできる民間平和外交の代表的なものである。その実現のためには、訪日外国人旅行者を増やすことのみならず、二国間の相互の交流人口の拡大が重要であるとの観点から、観光立国推進基本計画にも盛り込まれている日本人の海外旅行者数の拡大を、これまで以上に強力に推進されたい。

また、関係悪化で両国間の往来が減少している中国や韓国との相互交流促進について継続的かつ積極的に取り組まれない。

② 観光ビザ免除の対象国拡大について

国際交流拡大の観点から相手国との協議にもよるが、例えば今後需要の増加が見込まれるミャンマー・インド・カンボジア・ロシア・ブラジル等の日本人の観光ビザ免除の対象国拡大に向けた取り組みが必要である。対象国拡大に向けた進捗状況を明らかにされたい。

【回答】

- ① アウトバウンドについては、基本的に民間の旅行会社を中心となり様々な活動を行っているところだが、観光庁としてもそれらの取り組みと連携を図って参りたいと考えている。

昨年事例としては、JATA旅博で新たな取り組みのひとつ「TABIHAKU NIGHT 2013」の共催を行い、海外需要喚起の支援を行っており、今年も引き続き、「旅フェア日本」と「JATA 旅博」の統合で誕生する「ツーリズム EXPO ジャパン」開催を予定しており、支援を行っていききたい。

中国・韓国との観光交流を拡大していくためには、訪日旅行者数の拡大だけでなく、訪中・訪韓日本人旅行者数を早期に回復させ、双方向での交流を拡大していく必要があることから、中韓両国の観光関係者や日本の旅行業界とも連携しつつ、今後も対応していききたいと考えている。

- ② 昨年6月、観光立国推進閣僚会議において取りまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に基づき、7月1日から、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化、インドネシア向けの数次ビザに係る滞在期間延長を行い、11月18日より、カンボジア及びラオス向けの数次ビザ化が順次行われています。本年1月15日からは、ミャンマー向けの数次ビザ化が順次行われているところです。また、1月25日に安倍総理がインドを訪問した際、インド向けの数次ビザ化の決定について発表したところである。

今後のビザ緩和については、引き続き、関係各省庁と調整を進めていききたいと考えている。

(4) 休暇取得の分散化等に対する取り組みについて

- ① 祝日法の改正による旅行機会の創出

企業の有給休暇の取得を促進する「ポジティブ・オフ運動」を推進しているが、各地域における休暇の分散による旅行意欲誘発と有給休暇促進に向けた取り組みとして、全都道府県で月曜日や金曜日に休日とする県民の日など設定し、連休取得に向けた取り組みとして検討されたい。

- ② 休暇取得を平日に分散することによって地域経済が活性化し、その結果地域の税収も上がることが期待される。そこで休暇分散化、有給取得率が高い企業に対し、税制優遇などの対応を検討されたい。

【回答】

- ① 祝日法は観光庁の所管ではないが、休日が増えることは、旅行需要の創出につながるものと考えている。

一方で、年次有給休暇の取得率が依然として、50%以下であることを踏まえ、

観光庁では、企業の有給休暇の取得を促進する「ポジティブ・オフ運動」を引き続き推進しているところである。

- ② 国民の休暇の拡大については、顕在化していない旅行需要を掘り起こし、交流人口の拡大による地域経済の活性化につながるメリットがあるものと考えている。

一方で、休暇を地域単位で分散化させることについては、地域ブロックを超える企業取引や金融決済に支障が生じるなど国民生活や企業の生産活動等に与える影響も大きいという異論があることも認識している。

そこで、国民の休暇取得促進に対する機運を高めるという観点から、柔軟に休暇を取得できる環境づくりを官民一体となって進めていきたいと考えている。

そのため、企業と連携しながら、「ポジティブ・オフ」運動を促進するなど、今後ともできることから一つずつ取り組んで参る所存である。

(5) 免税品の取り扱い拡大について

旅行の動機にもつながることから、免税品目及び額の拡大を図られたい。

また、国内での消費増大にも貢献することから、海外より帰国後の到着空港においての免税品の購入も可能となるよう取り組まれたい。

【回答】

財務省が所管する部分であるので、必要に応じ要望については伝えさせていただく。

(6) 食を活かした観光需要の創出について

和食は、無形文化遺産にも登録され、日本の観光資源として重要な役割を果たしている。また、国内では地域の特性が現れるご当地グルメやB級グルメが人気を集め、観光需要を創出している。そこで、国内外への食に関する情報提供の強化と、ブランド戦略の支援に努められたい。

【回答】

今後の訪日促進に向けては、民間企業などの関係者との連携体制強化に努め、一層積極的に外国人目線を取り入れたプロモーションを実施し、世界に向けた日本の魅力発信強化、ブランド戦略について取り組んで参る所存である。

4. 東日本大震災復興について

災害で得た教訓をもとに、観光地において住民以外の観光客が安全に避難できるような体制構築に早急に取り組まれるとともに、外国人旅行者の安否確認ができるようシステムの構築に取り組まれたい。そして今後も、継続的に東北地域へ特化した以下の観光振興策に取り組まれたい。

- ① 被災地状況の定期的な発信

- ② 震災語り部育成サポートと多言語で対応できるような仕組みづくり
- ③ 福島県内の観光施設の除染
- ④ 定期的な線量検査と情報発信
- ⑤ 東日本大震災を将来に語り継ぐことができる施設整備

【回答】

東日本大震災による風評被害等により減少した観光需要は、相当程度回復してきているものの、震災後の落ち込みから完全に回復しているわけではなく、引き続き、官と民、国と地方で連携し、全力での取り組みが求められているところである。

放射線量に関する正確な情報発信については、訪日外国人向けに、本年度においても引き続き、日本政府観光局のHP上にて日本各地の放射線量の情報発信を行っている。

平成 25 年度においては、

- ・ 語り部ガイドや地域案内人等の人材の育成
- ・ 地域の情報発信体制の確立
- ・ 地域のニーズに合致した旅行商品の造成及び送客

といった取り組みを通じて、震災の記憶の伝承や滞在交流促進の仕組みの構築を図るとともに、福島県が企画立案し実施する風評被害対策及び災害復興に資する観光関連事業に対する補助等を実施しており、平成 26 年度においてもこれらの支援を引き続き実施していく。

これらの取り組みを通じて、一刻も早い観光需要の回復に向け、引き続き情報発信や地域と連携した対策に取り組んで参る所存である。